

●九都県市一斉●

自転車マナーアップ
強化月間



5/1^日~31^火

自転車も のれば車の なかまいり



🚲自転車安全利用五則🚲

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

大人もみんな
で被りましょう

🚲自転車に乗る前に🚲

- ① 自転車の点検整備をしましょう！
- ② 自転車保険等への加入も忘れずに

※各種保険等の特約で加入できる場合もあります。

首都圏自転車安全利用対策協議会

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市